

市民相談事業

市民が抱える様々な悩みや不安を解消し、安心して生活ができるよう、弁護士、司法書士などの専門家や相談関係機関との連携を図り、適切な対応に努めた。

また、社会の多様化に伴う市民ニーズに対応できるよう、庁内関係課との連携に努めた。

1. 法律相談の実施

市民生活にかかわる問題で、その解決に法的知識を必要とする相談に応じるため法律相談を実施した。

委 託 料 2,474,040 円（くらしの総合相談分を含む）

相談日時 毎週水曜日 午後 1 時～4 時半など

相談場所 市役所内相談室など

相 談 員 大阪弁護士会所属弁護士

項 目	年 間 相 談 件 数			年間法律相談実施 日数及び弁護士数
	男	女	計	
定 例 相 談	185	254	439	52 日・ 70 人
くらしの総合相談	7	17	24	2 日・ 6 人
年 間 合 計	192	271	463	54 日・ 76 人

2. 登記相談の実施

土地の分・合筆、財産相続などに関する諸手続きや、問題解決を図るために市内の司法書士会並びに土地家屋調査士会の協力を得て登記相談を年 4 回実施した。

相談日時 平成 27 年 7 月 16 日（木） 午後 2 時～4 時

平成 28 年 1 月 21 日（木） 午後 2 時～4 時

及びくらしの総合相談でも実施

相談場所 市役所内相談室など

相 談 員 司法書士・土地家屋調査士長野会から各 1 人

相談件数 11 件（くらしの総合相談分 3 件を含む）

3. くらしの総合相談の実施

多岐にわたる市民相談について、各分野の相談員により、あらゆる角度からアドバイスを行い問題の解決を進めるため、くらしの総合相談を実施した。

第 1 回 相談日時 平成 27 年 5 月 19 日（火） 午後 1 時～4 時

第 2 回 相談日時 平成 27 年 10 月 20 日（火） 午後 1 時～4 時

4. 行政相談の実施

行政に対する身近な苦情・要望・意見に対応するため行政相談を実施した。（相談件数 16 件）

相談員 行政相談委員 3 人

相談日時 毎月第 1・3 火曜日 午前 10 時～正午